



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2018年版

2018年2月発行

保険医の経営と税務

確定申告・医業経営改善のために

B5判 216ページ 会員価格 1,200円 定価 1,500円(税・送料込み)

日々の記帳・税務対策のための必読書！

充実した図表や記載例などを用いて丁寧に解説！！

- 確定申告だけでなく、申告時期以外の日常業務にも対応した内容になっており、医療機関における税制に関して幅広く対応しています。
- 開業だけでなく、承継や閉院について、また相続税や贈与税などについても、医療経営者の視点に立ち表や図などを用いてわかりやすく解説しています。
- 巻末資料には確定申告書(損益計算書や貸借対照表など)の記載例や、各種所得における留意点などを充実させています。

◇ 主な内容 ◇

医療機関のマイナンバーに関する実務
 2017年度の税制改正の主要点(概要)
 2018年度税制改正大綱のポイント
 第1章 医業所得計算と日常業務
 第2章 共済制度と税金
 第3章 消費税
 第4章 開業・承継・閉院
 第5章 相続税・贈与税
 第6章 スタッフの税務と給与実務の留意点
 第7章 勤務医師の税務
 第8章 地方税の計算
 巻末資料(以下抜粋) 確定申告書の作成/医療機関収入に関する課税関係/所得の種類と留意点/税務調査チェックシート/確定申告書の記載例/控除額等計算一覧/税務調査対応の心得10のポイント・・・ほか多数



一般社団法人茨城県保険医協会

〒300-0045 土浦市文京町 1-50 富士火災ビル 3F

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp



注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数【 _____ 冊】× 価格【 1,200円(会員価格) or 1,500円(定価) 】 = 合計【 _____ 】円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(口座振替は会員のみ利用可)。
※代引きは、代引き手数料として324円いただきます。

②従業員や友人などを保険で診療したとき

従業員を保険で診療し、窓口負担金を徴収しなかったときは、徴収すべき窓口負担金の額を保険収入とし同額を福利厚生費の両方に計上します。患者が友人などの場合は、同様に保険収入と接待交際費の両方に計上します。収入と必要経費の両方に計上するため所得金額は変わりませんが、四段階税制を採用するときに影響が生じます。このような会計処理について通達があります（所得税基本通達36-23）。

③自由診療の場合

自由診療で家族を診療した場合は、棚卸資産の家事消費にあたりますので「原価相当分」を自由診療収入に計上します。

従業員の場合は、「原価相当部分」を自由診療収入に計上し、同額をその従業員に対する現物給与とし、源泉徴収します。

診療収入の区分一覧

区分	基金・国保からの振込	窓口収入
保険診療収入	①医療保険（被用者保険） （健保、船員、組合、共済など）	本人一部負担金、 標準負担額
	②公費医療 生活保護、結核予防、身体障害、 原爆医療、精神保健、特定疾患など	公費診療報酬、 食事療養費 (一部負担金)
	③国民健康保険、退職者医療 (市町村、国保組合)	世帯主・世帯員（家族）一部負担金
	④高齢者医療	高齢者医療一部負担金
	⑤市町村医療費助成 (老人医療、乳幼児医療など)	—
	⑥介護保険	居宅療養管理指導費等 介護報酬
自由診療収入	①労災、公害、保健予防、 ヘルス事業など	一部負担金など
	②自由診療	室料差額等、正常経編分焼料、 予防接種料、美容整形料、歯科矯正料、 保険給付外歯科補綴料など
	③国家公務員等災害補償法 自動車損害賠償責任保険法など	療養費、診療報酬 (指定機関からの振込分または窓口収入分)
	④諸手数料・介護保険に基づく 文書及び搬出しサービス等	主治医意見書料 診断書作成料、健康診断料など
	⑤特定健診・特定保健指導	特定健診・特定保健指導費 特定健診自己負担金

(4) 医業外収入の整理、集計

医業の収入以外にも、私的な収入や他の所得となる収入があります。

例えば、

給与所得 = 校医や産業医、嘱託医、公的休日診療の出務収入。

一時所得 = 生保・簡保の満期返戻金の収入、保険医年金の解約金。

譲渡所得 = ゴルフ会員権、医療機器、車両、土地建物などの売却による譲渡収入。

雑所得 = 原稿料、講演料、日医・日歯年金、保険医年金の年金受給。

などです。

これら医業以外の収入がすべて事業用預金通帳に入金された場合は「事業主借」勘定として処理します。これらの収入はその所得の内容に応じて別途処理したうえで申告します。※「事業主貸」……必要経費にならない家事上の支出を事業主に対して支出した金額の

相続税・贈与税における「相続時精算課税制度」

相続時精算課税制度のあらまし

財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

相続時精算課税制度を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・財産を贈与した人（贈与者） → (60歳以上の父母または祖父母)*
- ・財産の贈与を受けた人（受贈者） → 20歳以上の子である推定相続人および孫（子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。）

※2019(平成31)年6月30日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた場合、60歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択できます。

相続時精算課税制度を



【贈与税】

- ① 贈与財産の価額から控除する金額
特別控除額 2,500万円
※前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となります。
- ② 税率
特別控除額を超えた部分に対して、一律20%の税率

相続時に精算

【相続税】

相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を加算して相続税額を計算します。その際、すでに支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

【贈与税】

- ① 贈与財産の価額から控除する金額
基礎控除額 毎年110万円
- ② 税率
課税価格に応じて次の速算表で計算します。

◎贈与税の速算表
20歳以上で直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

※この速算表の使用方法は、次のとおりです。

$$(\text{課税価格} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

↑
(贈与を受けた財産の価額)

例えば、500万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、
(500万円 - 110万円) × 15% - 10万円 = 48万5,000円です。

【相続税】

相続税の計算上、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額は加算しなければなりません。